

令和7年
第1回

石狩湾新港管理組合議会定例会会議録

第1号

令和7年2月12日（水曜日）

議事日程 第1号

- 2月12日午後1時35分開議
日程第1、会議録署名議員の指名
日程第2、会期決定の件
日程第3、議案第1号ないし議案第5号並びに報告第1号

出席議員（12人）

議 長	12番	佐藤 禎洋 君
副 議 長	6番	中村 吉宏 君
	1番	阿部 裕美子 君
	2番	上村 賢君 君
	3番	日下部 勝義君 君
	4番	小貫 元君 君
	5番	横尾 英司君 君
	7番	石川 さわ子君 君
	8番	川澄 宗之介君 君
	9番	池端 英昭君 君
	10番	武市 尚子君 君
	11番	佐々木 大介君 君

列席者

管理者 北海道知事 鈴木 直道 君

出席説明員

専任副管理者 折谷 徳弘 君
副 管 理 者 上石 明 君

副 管 理 者	小 鷹 雅 晴 君
会 計 管 理 者	辻 井 宏 文 君
総 務 部 長	有 馬 純 生 君
振 興 部 長	清 野 馨 君
参事(管理担当)	飛 鳥 謙 一 君
参事(企画振興担当)	中 舘 泰 弘 君
参事(計画担当)	野 神 巧 一 君
参事(施設担当)	小 川 賢 二 君
出 納 室 長	佐 藤 丈 晴 君

議会事務局職員出席者

事務局長(兼務)	松 井 一 政 君
書 記 (同)	高 橋 優 介 君
書 記 (同)	日 置 達 也 君

1. 管理者挨拶

○議長（佐藤禎洋君） 開議に先立ちまして、管理者から発言の申出がありますので、これを許します。

管理者鈴木直道君。

○管理者（鈴木直道君） 令和7年石狩湾新港管理組合議会第1回定例会の開会に当たり、一言、ご挨拶を申し上げます。

佐藤議長をはじめ、議員の皆様には、日頃から石狩湾新港の管理運営に格別のご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

昨年は、本港が国際貿易港として開港してから30周年の節目を迎え、帆船日本丸の一般公開を中心とした記念フェスタを開催するなど、道民の皆様には港について理解を深めていただく機会を創出することができました。

また、中国による日本産水産物の禁輸措置の影響を受けて、本道のホタテをはじめとした水産品の輸出が減少していたものの、官民一体となった販路開拓の取組など、輸出先の多角化をはじめ、東南アジア向けの輸出が増加したことなどから、昨年の外貿コンテナ個数は、前年を上回る取扱量となったところでございます。

これもひとえに輸出促進に向けた熱心な取組により、本港が国際貿易港として広く認知され、多くの皆様にご利用いただいた結果であり、関係の皆様のご尽力に心から感謝を申し上げます。

さらに、昨年末に国が示したGX2040ビジョンの案において再生可能エネルギーが豊富な地域に産業集積を進める考えが示されたところでございます。

本港は、バイオマスや洋上風力など再生可能エネルギーを活用した発電施設が立地するエネルギー供給拠点となっており、石狩湾周辺地域へのさらなる産業集積や貿易拡大につながることを期待をされます。

私といたしましては、石狩湾新港のさらなる発展に向け、引き続き、港湾脱炭素化推進計画の策定を進めるとともに、港湾施設の機能強化や利用促進に取り組んでまいりますので、今後とも議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

本日の定例会には、令和7年度一般会計予算案などをご提出しておりますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げて、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

午後1時35分開会

1. 開 会

○議長（佐藤禎洋君） それでは、ただ今より、本日招集されました令和7年第1回定例会を開会いたします。

1. 開 議

午後1時35分開議

○議長（佐藤禎洋君） これより、本日の会議を開きます。

1. 日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（佐藤禎洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第94条の規定により、会議録署名議員には

横	尾	英	司	君
上	村		賢	君

の2名を指名いたします。

1. 諸般の報告

○議長（佐藤禎洋君） 次に、諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（松井一政君） 管理者から提出のありました議案は、議案第1号ないし第5号並びに報告第1号であります。

このほか、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。

以上、ご報告いたします。

1. 日程第2、会期決定の件

○議長（佐藤禎洋君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日2月12日、1日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤禎洋君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

1. 日程第3、議案第1号ないし議案第5号並びに報告第1号

○議長（佐藤禎洋君） 日程第3、議案第1号ないし第5号並びに報告第1号を一括して議題といたします。

提出者の説明を求めます。

専任副管理者折谷徳弘君。

1. 議案第1号ないし議案第5号並びに報告第1号に関する説明

○専任副管理者（折谷徳弘君） ただいま議案となりました令和7年度予算案並びに令和6年度補正予算案及びその他の案件につきましてご説明申し上げます。

令和7年度当初予算案に関しましては、各組織団体の厳しい財政状況を踏まえ、事業の緊急度や優先度などを十分勘案しながら、限られた財源の中で、より一層、重点的、効率的な予算編成に努めたところでございます。

初めに、議案第1号、令和7年度石狩湾新港管理組合一般会計予算についてご説明申し上げます。

お手元の議案（その1）の1ページをご覧ください。

予算案の総額は、歳入歳出それぞれ26億1296万4000円を計上いたしました。

次に、歳入予算の主なものにつきましてご説明いたします。

予算に関する説明書の3ページをご覧ください。

第1款分担金及び負担金は、組織団体からの負担金といたしまして15億66万7000円を計上いたしました。

組織団体ごとの負担金額は、北海道が10億44万5000円、小樽市と石狩市がそれぞれ2億5011万1000円となっております。

第2款使用料及び手数料は、港湾施設使用料などとして1億1626万2000円を計上いたしました。

次に、6ページをご覧ください。

第8款組合債は、国直轄事業負担金に係る港湾事業債といたしまして9億7640万円を計上いたしました。

次に、歳出予算の主なものにつきましてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

第2款総務費は、人件費や事務的経費などの一般管理費と、港湾施設の維持管理などの施設管理費及び監査委員費として、5億7966万7000円を計上いたしました。

次に、10ページをご覧ください。

第3款港湾建設費は、11億9380万7000円を計上し、内訳は、国直轄事業負担金で10億8500万円、単独事業費で1億880万7000円となっております。

次に、11ページをご覧ください。

第5款諸支出金は、港湾整備事業特別会計への繰出金として5億3759万1000円を計上いたしました。

以上、議案第1号につきましてご説明申し上げました。

続きまして、議案第2号、令和7年度石狩湾新港管理組合港湾整備事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

お手元の議案（その2）の1ページをご覧ください。

予算案の総額は、歳入歳出それぞれ21億2215万3000円を計上いたしました。

次に、歳入予算の主なものにつきましてご説明いたします。

予算に関する説明書の3ページをご覧ください。

第1款使用料及び手数料は、港湾施設使用料といたしまして3億4015万2000円を計上いたしました。

次に、4ページをご覧ください。

第3款繰入金は、一般会計からの繰入金といたしまして5億3759万1000円を、第5款組合債は、起債事業に係る港湾事業債といたしまして12億4000万円を計上いたしました。

次に、歳出予算の主なものにつきましてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

第1款総務費は、人件費などの一般管理費と港湾施設管理運営費などの施設管理費といたしまして、5億1591万1000円を計上いたしました。

次に、6ページをご覧ください。

第2款港湾建設費は、東地区埠頭用地起債事業費といたしまして12億4000万円を、第3款公債費は、起債償還の元金及び利子などといたしまして3億6574万2000円を計上いたしました。

以上、議案第2号につきましてご説明申し上げました。

続きまして、議案第3号、令和6年度石狩湾新港管理組合一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

お手元の議案（その3）の1ページをご覧ください。

歳出歳入それぞれ385万7000円を減額し、予算総額を26億200万2000円にしようとするものでございます。

次に、歳入補正額の主なものにつきましてご説明いたします。

補正予算に関する説明書の3ページをご覧ください。

第1款分担金及び負担金は、歳出予算減額などによりまして1億3439万2000円を減額いたしました。

組織団体ごとの内訳は、北海道が8959万4000円の減額、小樽市と石狩市がそれぞれ2239万9000円の減額となっております。

次に、4ページをご覧ください。

第7款諸収入は、王子エフテックス株式会社からの入金等によりまして3億2020万1000円を増額、第8款組合債は、国直轄事業負担金の減によりまして2億3740万円を減額いたしました。

次に、歳出補正額の主なものにつきましてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

第3款港湾建設費は、国直轄事業負担金の減などによりまして2億9021万9000円を減額いたしました。

第4款公債費は、一部起債の繰上償還の実施などによりまして1048万円を増額、第5款諸支出金は、港湾整備事業特別会計における一部起債の繰上償還の実施等に伴い、特別会計への繰出金を2億6993万6000円増額いたしました。

また、繰越明許費についてであります。議案（その3）の4ページにお戻りいただきまして、港湾建設費のうち、国直轄事業負担金で1億7000万円を設定しようとするものでございます。

以上、議案3号につきましてご説明申し上げます。

続きまして、議案第4号、令和6年度石狩湾新港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

お手元の議案（その4）の1ページをご覧ください。

歳入歳出それぞれ3億11万9000円を増額し、予算総額を20億4790万6000円にしようとするものでございます。

次に、歳入補正額の主なものにつきましてご説明いたします。

補正予算に関する説明書の3ページをご覧ください。

第1款使用料及び手数料は、上屋使用料などの増によりまして2303万5000円を増額いたしました。

次に、4ページをご覧ください。

第3款繰入金は、一部起債の繰上償還の実施等に伴い、一般会計からの繰入金を2億6993万6000円増額いたしました。

第4款諸収入は、消費税の確定に伴う還付金の発生に伴い713万6000円を増額いたしました。

次に、歳出補正額の主なものにつきましてご説明申し上げます。

5ページをご覧ください。

第1款総務費は、人件費の減などによりまして74万円を減額、第3款公債費は、一部起債の繰上償還の実施によりまして2億1234万円を増額、第4款諸支出金は、石狩湾新港管理組合荷役機械等修繕基金積立金の支出に伴いまして8851万9000円を増額いたしました。

また、繰越明許費についてであります。議案（その4）の4ページにお戻りいただきまして、総務費に計上いたしました訴訟費用額確定処分申立及び執行費用確定申立事務事業に係る費用として10万円、同じく総務費に計上いたしました不当利得返還請求・損害賠償請求事務事業に係る費用として70万円、港湾建設費に計上いたしました東地区埠頭用地造成工事に係る費用といたしまして3億1000万円、これらについて設定しようとするものでございます。

以上、議案第4号につきましてご説明申し上げます。

続きまして、議案第5号、石狩湾新港管理組合荷役機械等修繕基金条例案についてご説明いたします。

お手元の議案（その5）をご覧ください。

こちらは、石狩湾新港管理組合が管理するチップ用荷役機械及び関連施設の修繕工事等の経費の財源に充てるための石狩湾新港管理組合荷役機械等修繕基金を設置するために、この条例を制定しようとするものであります。

以上、議案第5号についてご説明申し上げます。

最後に、報告第1号、専決処分報告につき承認を求める件につきましてご説明いたします。

お手元の議案（報告）をご覧ください。

この件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年1月6日付で専決処分いたしました石狩湾新港管理組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、同条第3項の規定により議会の承認を得ようとするものでございます。

以上、提出いたしました案件についてご説明申し上げました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

1. 質疑並びに一般質問

○議長（佐藤禎洋君） これより、質疑並びに一般質問に入ります。

質問の通告がありますので、順次、これを許します。

佐々木大介君。

○11番（佐々木大介君） それでは、通告に従いまして、順次、質問してまいります。

初めに、組合運営の安定化に向けた取組についてであります。

昨今のエネルギーや原材料費、人件費の上昇も相まって、最近は金利も上昇しており、組合運営は厳しい財政状況が続く中で、これらの影響も少なくないと考えます。

令和7年度一般会計予算における総務費では前年度比10%増の5億7966万円、港湾整備事業特別会計の総務費も同じく11%増の5億1591万円が計上されており、また、公債費に係る利子負担についても一般会計で前年度比38%増の4406万円、港湾整備事業特別会計では同じく43%増の4750万円が計上されていることから、港湾運営における総務費や公債費の利子負担が大きくなっていることがうかがえます。

一方で、使用料等の収入はそれぞれ1%程度の増加にとどまっており、経常経費の負担比率が高まっている状況にあると言えます。

物価高騰や金利が上昇している現状において、どのような考え方で来年度の予算編成に当たったのか、初めに、令和7年度の予算編成の考え方について伺います。

また、安定した組合運営を行っていくためには、使用料収入の増収や港湾管理における業務の効率化や経費の圧縮など、収支の改善を図る努力を続けていくことも重要と考えます。

組合として港湾運営の現状をどのように捉え、運営の安定化にどのように取り組んでいく考えなのかを伺います。

次に、職員の人事、育成について伺います。

本組合は、北海道、石狩市、小樽市の3者により運営をされており、組合職員については、各自治体からの派遣職員で構成をされています。

職員の組合への派遣期間は、自治体ごとに考え方は異なるものの、おおむね2年から5年程度となっているとのことであります。

石狩湾新港における昨今の状況を見ると、道内の物流拠点としてのこれまでの役割に加え、2050年のカーボンニュートラルを見据えた脱炭素化や次世代エネルギーの供給拠点といった新たな展望が本港の大きな特色となりつつあり、また、現在、港湾脱炭素化推進計画の策定も進められています。

このような長期的な展望を見据えた取組を進めていく上では、組合の運営を担う職員においても専門的かつ継続的に職務に当たることができる環境を整備していくことも必要と考えます。

そこで、石狩湾新港管理組合の職員人事の考え方について伺います。

また、職員の育成についてであります。港湾の管理運営や脱炭素化の取組を推進していくためには、その業務を遂行する職員においても、最新の知見や他港の動向を的確に把握していくことが求められます。

特に、港湾における脱炭素化や洋上風力発電における基地港湾の指定に向けた取組については、港湾利用や整備において国や事業者との連携も不可欠であり、組合としてもこれらの業務に精通した職員を育成していくことも重要と考えます。

管理組合として、今後の職員育成にどのように取り組んでいく考えか、伺います。

最後に、石狩湾新港PR拠点の整備について伺います。

昨年1月に、石狩湾新港の港湾内において、洋上風力発電の商用運転が開始をされ、道内、道外、また、国外からも多くの方が視察に見えられています。

洋上風力発電を陸側から見るには、立入り制限のない花畔埠頭駐車場がよく使われている場所ですが、特にここには施設も整備されていないため、埠頭側から風力発電設備を見るだけの状況にあります。

洋上風力発電が注目を浴び、本港を訪れる方が多くなっている現状を踏まえれば、例えば、洋上風力発電の設備改良や石狩湾新港全体の状況を知ることができるPR拠点を整備して、専門的な視察のみならず、道民や一般の方にも石狩湾新港の取組をPRできる拠点を整備することも港湾行政への理解や関心を高める上で重要と考えます。

このような中、洋上風力発電施設のPRは、事業者においても様々な検討をしていると伺っていますが、石狩湾新港管理組合において港湾の役割や物流機能としての港湾施設などのPRは現状どのように行っているのかを伺うとともに、今後の石狩湾新港のPRをどのように取り組んでいく考えか、伺います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（佐藤禎洋君） 管理者鈴木直道君。

○管理者（鈴木直道君） 佐々木議員の質問にお答えいたします。

組合運営の安定化に向けた取組に関し、令和7年度の予算編成の考え方についてであります。本港は、道民の皆様の暮らしや経済を支える物流拠点として、また、再生可能エネルギーなどの供給拠点として、その役割への期待や重要性がより一層高まっていることから、社会的要請に対応した港湾機能の強化などにしっかりと取り組む必要があります。

このため、新年度においては、本港が有するポテンシャルを十分発揮できるよう、未来を見据えた長期的な視点に立ち、脱炭素化や洋上風力発電の導入促進に向けた取組をはじめ、既存施設の適切な維持管理や利用促進など各般の施策に必要な予算について組織団体の厳しい財政状況を勘案しながら、限りある財源を効果的・効率的に活用できるよう予算編成に努めたところでございます。

なお、その他のご質問につきましては、専任副管理者から答弁させていただきます。

以上でございます。

○議長（佐藤禎洋君） 専任副管理者折谷徳弘君。

○専任副管理者（折谷徳弘君） 佐々木議員の質問にお答えいたします。

初めに、組合運営の安定化に向けた取組に関し、港湾運営の安定化などについてであります。本港は、工事着手から50年以上が経過し、近年、老朽化による施設修繕等が増加傾向にあることや、物価の高騰などにより財政面に影響が及んでいる状況でございます。

また、使用料収入につきましては、堅調に推移すると見込まれているものの、これらの影響を補うまでには至っていない状況でございます。

管理組合といたしましては、今後とも、本港の利用促進に向けてしっかりと取り組み、使用料収入の確保を図りますとともに、業務の効率化に向け不断に取り組み、また、各般の事業の優先度等を十分勘案の上厳選するなど、歳出の抑制を図り、収支の改善に努めてまいります。

次に、職員の人事、育成に関し、まず、職員人事の考え方についてであります。港湾の管理運営を適切かつ円滑に推進していくためには、行政全般に係る基本的な知識はもとより、港湾に関する専門的な知識を有する人材が必要でありますとともに、物流事業者をはじめ多様な荷主企業など、幅広い分野の企業・団体関係者との継続的な関係構築が必要と考えております。

そのため、管理組合では、人事配置に際し、管理組合経験者や港湾行政経験者、海洋工事に精通した人材等を各グループに適宜配置するという考えのもと、組織団体と十分協議の上、適切な職員人事に努めているところでございます。

次に、職員育成についてであります。管理組合では、新たに配属された職員等の研鑽、育成の場として、北海道港湾協会が開催する港湾行政実務研修など、専門的な研修の機会を積極的に活用しておりますほか、他港の視察や関係企業との意見交換の際に、経験豊かな職員と帯同させるなど、実務を通じて専門的な知識の習得や関係の構築を図っているところでございます。

管理組合といたしましては、今後、こうした取組に加え、洋上風力発電やカーボンニュートラルポートといった港湾行政の重点施策に関する知識を深めるため、GX関連のセミナー等へ積極的に参加するなどして、引き続き、港湾行政に精通した人材の育成に取り組んでまいります。

最後に、PRの取組についてであります。本港は、札幌圏の物流やエネルギー供給の拠点として暮らしや経済を支える重要な役割を担っており、円滑な管理運営や港湾行政を推進していく上で、道民の皆様の本港について理解を深めていただくことは、非常に大切なことと考えております。

このため、管理組合では、地域の学校を訪問し、港湾の役割などを説明する出張授業を実施しておりますほか、埠頭内の施設を実際に見て体感する校外学習を積極的に受け入れるなど、住民の皆様の理解醸成に努めているところでございます。

管理組合といたしましては、今後、こうしたこれまでの活動に加え、港湾区域内に洋上風力発電施設を有する強みを活かし、発電事業者や地元自治体等と連携しながら、より多くの国内外の方々に視察やPRの機会を広げ、本港に対する理解の向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤禎洋君） 佐々木大介君。

○11番（佐々木大介君） それぞれお答えいただきましたが、私から幾つか指摘をさせていただきます。

初めに、港湾運営の現状と安定化に向けた取組についてであります。お答えいただきましたとおり、現在の使用料収入では施設管理費も賄えない状況にあり、また、港湾施設においても老朽化や修繕の増加傾向にあるとのことで、今後においても厳しい財政状況が続くとの認識をお答えいただきました。

港湾運営の安定化には、使用料収入の確保が欠かせないものと考えます。そのためにも、現在、拠点港として指定を目指している洋上風力発電の基地港湾としての利用は、本港運営の安定化のためにも重要な取組の一つであると考えますし、このことを含め、使用料収入の確保に向けて、より一層の利用促進に努めていただくよう指摘をいたします。

あわせて、職員人事や育成についての考え方についてもお答えいただきましたが、新たな利用料収入につながることを期待される洋上風力発電の基地港湾の指定や、カーボンニュートラルポートの実現に向けた取組を着実に推進していくためには、人事体制や職員の育成も大変重要であるというふうを考えます。

各自治体からの派遣職員で構成されていることから、人事や職員育成については、自治体間において、その考え方や方向性を協議し、組合運営の円滑化が図られるよう努めていただくことを指摘いたします。

また、最後に、本港の厳しい運営状況を踏まえれば、私たち組合議会についても、議会の在り方を検討していく時期にあるのではないかと考えます。

これは議会側への提言となりますが、これまでの組合議会においても、母体負担が議論となっている中で、議員定数や議員報酬、議会運営が適当であるかなど、派遣母体となる議会ごとに、その在り方を検討していくことも必要ではないかと考えます。

このことは、組合議会への提案として申し添え、私の質問を終わります。

○議長（佐藤禎洋君） 佐々木大介君の質問は終了いたしました。

中村吉宏君。

○6番（中村吉宏君） それでは、質疑及び一般質問を行います。

まず、議案第5号、石狩湾新港管理組合荷役機械等修繕基金条例案について伺います。

石狩湾新港西地区に設置の荷役機械について、王子エフテックス株式会社が利用していたもので、令和3年12月にその使用を終了したものであります。

この荷役機械について、いつ設置され、予定の供用年数は何年だったのか、お示してください。

王子エフテックス社が予定をしていた期間より短い期間で利用が終了し、このことで、王子エフテックス社から石狩湾新港管理組合に対し、3億2000万円の入金があったとのことですが、この入金の理由を説明してください。

この金額から西地区荷役機械等整備に係る起債の繰上償還及び償還利子分を除いた8851万9000円が石狩湾新港管理組合荷役機械等修繕基金に積み立てられるとのことですが。

この基金は、経年劣化する荷役機械について、必要に応じた修繕を行うために積み立てるという趣

旨と説明を受けました。

この荷役機械等の「等」には何が含まれるのか、お示してください。

本来であれば、現状、必要な修繕を行う場合、緊急の場合を除いては年度当初に修繕計画を示し、それに応じた予算案を議会に提案することが本来の進め方であると考えますし、今回のいわゆる起債償還後の剰余金の扱いについては、それぞれ母体負担を行っている公共団体に配分する、あるいは、次年度の母体負担額の減額に使うのが相当であると考えます。

このことについて、石狩湾新港管理組合管理者としてはどのようにお考えか、お示してください。

荷役機械について、今後、修繕が必要であり、その財源確保のための基金であるとのことですが、基金を運用するに当たり、その方法はどのように行うのかを伺います。

先ほど述べたように計画的な修繕を行うならば、年度予算を計上することで進められるのが本来ですが、令和7年度予算には修繕の事業計画、予算は示されておりません。

令和7年度についてはどのように考えているのか、また、修繕の事業について今後の予定をお示してください。

さらに、今後、基金を利用し積み立てられた金額がなくなった場合、どのようにするのか。説明では、使い切った基金に積み増しをする、つまり、各母体から拠出し、基金を存続させることはしないとのことですが、この考え方でいいのか、はっきりとご答弁をお願いします。

さらに、基金が枯渇した後に修繕が必要な状況が発生した場合、どのように対応するのか、お示してください。

また、この基金の存続期間や、基金積立金の用途について積み立てられた金額の扱いや積み増しの有無などを事後の混乱を避けるため、条文に明文化するべきと考えます。見解を伺います。

続いて、議案第5号に関連して伺いますが、荷役機械を存続させるに当たり、今後、この荷役機械を利用する企業等はあるのか、お示してください。

利用企業等があるとすれば、その企業等に対し、使用料徴収のほか、維持管理について全部または一部の負担を求めることも考えられると思うのですが、この点について見解を示してください。

次に、石狩湾地域における洋上風力発電の今後について伺います。

石狩湾新港では、北防波堤付近に14基の風力発電設備が設置され、現在稼働しております。

今後、石狩湾、石狩市沖を中心に多くの風力発電設備が展開されると伺っております。このことは、現在、石狩湾新港でも策定に向けて検討を進める脱炭素化計画にも大きく影響するものと考えます。

この項では、1点のみ伺いますが、国の洋上風力促進区域の指定を受けることへの取組も含め、令和7年度は石狩湾新港管理組合としてどのような計画を持っているのか、お示してください。

また、その中に、施設を含めた港湾利用について進展等があればお示してください。

以上、再質問を留保して質問を終わります。

○議長（佐藤禎洋君） 専任副管理者折谷徳弘君。

○専任副管理者（折谷徳弘君） 中村議員の質問にお答えいたします。

初めに、石狩湾新港管理組合荷役機械等修繕基金条例案に関し、まず、西地区のチップ用荷役機械の供用についてであります。当該荷役機械は、平成18年12月に完成、供用したところであり、供用

開始から18年が経過しておりますが、供用期間については特に定めていないところでございます。

次に、王子エフテックス株式会社からの入金についてであります。同社は、平成18年12月の使用当初から荷役機械及び関連施設を一体で長期間利用したいとの意向でありましたが、生産体制の再構築により、令和3年12月に使用を終了したところでございます。

また、同社のグループ会社では、新たなバイオマス発電所の建設を計画し、引き続き当該施設の使用を予定しておりましたが、結果として、令和5年5月に、発電所の建設計画を断念するに至ったところでございます。こうした経過の中で、このたび同社から当該資金の申出があったものでございます。

次に、荷役機械等の「等」についてであります。このたび提出いたしました条例案で対象としております施設は、第1条に規定するチップ用荷役機械とその関連施設であり、この関連施設を「等」と表記しておりますが、関連施設とは、西2号荷さばき地及び荷さばき地周囲の防塵柵であります。

次に、起債償還後の残額についてであります。当該資金の使途につきましては、組織団体である北海道、小樽市、石狩市と協議を重ねた結果、チップ用荷役機械等の整備に要した起債の繰上償還に充当いたしますとともに、その残額につきましては、今後必要となる当該施設の修繕等を適時適切に行えるよう基金を設置して積み立てることで合意に至ったところでございます。

次に、基金の運用方法についてであります。このたび提出いたしました条例案第3条では、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないと規定しており、管理組合といたしましては、条例制定後、速やかに資金の運用方法について、組織団体と協議いたします。

次に、修繕の予定についてであります。当該荷役機械等の修繕につきましては、現時点で利用する企業が決まっていないことから、令和7年度予算には計上していないところでございます。

管理組合といたしましては、今後、荷役機械等を利用する企業が決まった後、企業の意向や事業計画を踏まえながら、修繕の範囲や費用負担の詳細などについて協議した上で、修繕を実施する考えでございます。

次に、基金の積立てについてであります。本基金における積立てにつきましては、起債の繰上償還後の残額のみとしたところであり、運用益金を除き、新たな積立ては行わないことで、組織団体と合意しているところでございます。

次に、基金が枯渇した場合についてであります。組織団体との協議の結果、基金が枯渇した場合には基金を廃止することとしており、その後、修繕が必要になった場合には、通常どおり当該年度予算に所要額を計上し、対応してまいります。

次に、条例案の内容についてであります。このたび提出いたしました条例案は、組織団体と協議を重ね、合意したものでございます。その取扱いに関し、基金の使途を荷役機械等の修繕や、それに係る委託、解体に限定することや、積立ては繰上償還後の残額以外は運用益金を除き行わないこと、基金が枯渇した場合は廃止するといった取扱い上必要な事項につきましては、条例制定後、別途要領を定め、各団体との合意事項を厳格に適用してまいります。

次に、荷役機械の利用についてであります。現在、当該施設に関心を示す企業等から、機械の規格構造や取扱実績などに関する複数の問合せを受けているところであり、また、石狩湾新港地域内に

において、複数のバイオマス発電所が予定されていることから、本港の施設の利用が期待されているところでございます。

このため、管理組合では、こうした企業などに対し、本港の優位性や施設の特徴について説明するなどPRに取り組んでおりますとともに、当該荷役機械や荷さばき地の利用を打診しているところでございます。

次に、維持管理についてであります。港湾施設の維持管理につきましては、基本的に施設管理者が費用を負担するものであり、通常使用の範囲内において、利用者に費用負担を求めるものではございませんが、今後、当該荷役機械等を利用する企業が決まった場合、その企業の意向や事業計画を踏まえながら、維持管理や費用負担などの詳細について協議する考えでございます。

最後に、洋上風力発電についてであります。促進区域の指定につきましては、国や北海道、市町村、漁業者などの利害関係者で構成される協議会において同意を得た後、経済産業大臣及び国土交通大臣により指定されるものと承知しております。

管理組合は、令和4年に国が実施した海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾、いわゆる基地港湾の指定に係る意向調査において、本港として基地港湾指定の意向がある旨を回答しており、指定に向けた取組を進めているところでございます。

また、現在、策定を進めている港湾脱炭素化推進計画においては、こちらは、現在、素案の段階ではございますが、海洋再生可能エネルギーの導入促進に貢献する港湾を目指すこととしており、引き続き、促進区域指定に係る国の動向や今後の法定協議会の進捗状況を注視しながら、関係機関と緊密に情報共有を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤禎洋君） 中村吉宏君の質問は終了いたしました。

小貫元君。

○4番（小貫元君） 日本共産党を代表して質疑いたします。

初めに、使用料収入についてです。

まず、一般会計の使用料収入は1億1626万円と、ほぼ前年並みを計上しています。この内容について、港湾施設使用料、占用料に分けて説明してください。

特別会計の使用料は、2023年度の当初予算では3億8030万1000円を計上し、決算では4億2228万3000円へ増加いたしました。

また、議案第4号の補正予算では、今年度の使用料収入を3億5774万円としています。これらは、新年度予算案で計上した使用料収入3億4015万2000円をいずれも上回るものです。

昨年度決算、今年度補正予算より使用料収入を低く見積もった理由を説明してください。

次に、港湾建設費についてです。

国直轄負担金は、過去10年で最大です。北防波堤延伸は、今年度配分額の82倍に及ぶ事業費を計上しています。

昨年年第2回定例会では、新年度では、結合部分なので、ケーソン3函は作成できる。年間に2サイクル実施することで、年間2函の製作も可能とのことでした。

新年度では、具体的にどのような工程で予算計上の事業を実施しようとしているのか、お答えください。

予算計上額が配分されたとして工事の進捗状況はどのように変わるのか、予算ベースと、防波堤の延伸400メートルに対する状況をお示しください。

過去の議会答弁では、事業再評価の実施について、「国は、事業実施後、一定期間経過している事業や社会経済情勢の変化により必要が生じた場合に再評価を行う」、「適切な時期に事業の見直しがされる」とのことでしたが、王子エフテックスの撤退、西地区の利用状況から、事業再評価の実施について国と協議する必要があるのではないですか。

東地区の直轄事業です。

補正予算では、追加配分で5億1000万円の事業費が計上されました。

国はどのような理由により補正予算を計上したのか、具体的な理由と補正予算のメニューの内容を説明してください。

管理者は、その事業が補正予算を計上する緊急性があるとした理由も説明してください。

今年度の当初予算編成で、直轄事業負担金が10億円を超えたのは、2003年度の予算編成以来でした。21年ぶりに負担金が10億円を超えた特殊な予算編成だと考えていました。

しかし、その特殊要因をさらに上回る負担金を計上しているのが新年度予算案です。母体負担金が軽減されてこなかった決算が続いた中で、直轄事業負担金を増加させることは管理組合財政に大きな負担となります。

昨年の第3回定例会では、PKSの取扱いについて、現在の西地区での取扱いから将来的には東地区にするとしながら、「東地区の整備完了後における発電事業者のPKSの調達計画が不明な中で、具体的にお示しすることは難しい」と答弁しています。

見通しが取れない中で巨額の事業を実施することは間違いです。直轄事業の在り方を見直すべきではありませんか、答弁を求めます。

東地区の埠頭用地は、事業費を組合債で賄い、今年度当初予算から1.55倍となります。完成予定は4年後とのことですが。

新年度に12億円もの事業を実施すると判断した理由を説明してください。その際に、後年度負担の重さを考えなかったのですか。

埠頭用地整備の今後の事業費負担について、年度ごとの見通しを示してください。

今後の単年度母体負担を考慮するのであれば、事業を絞るべきです。お答えください。

次に、組合債についてです。

一般会計では9億7640万円を計上し、これも過去10年で最大となりました。公債費2億9403万円に対し、組合債が9億7640万円ですから、借金が6億8000万円増えることとなります。特別会計でも、新たに12億4000万円の組合債を計上し、公債費は3億6574万2000円です。約8億7000万円の借金残高を増やすこととなります。一般会計と合わせれば、15億5000万円もの残高を増やします。

一方で、使用料収入は、両会計合わせて、2021年度当初予算で5億564万9000円から、2025年度当初予算では4億5641万4000円と減少しています。

2019年度から2023年度までの5年間で、両会計合わせた組合債残高の推移を示してください。

また、新年度予算案をベースに、2025年度末の見込みも示してください。

組合債を乱発すれば、将来の財政負担が生じます。

2021年第3回定例会において、組合債の在り方について質問をしました。一時的に組合債で財源を確保して事業を行うことはあり得ることです。しかし、数年単位で見れば、使用料収入に対して組合債残高が減少していくことが必要です。

新年度特別会計の予算ベースで、企業債残高対料金収入比率は2019年度と比較してどのようになりますか、その比較に対する管理者の見解も示してください。

使用料収入に対して、どの程度の公債費が妥当なのか。将来の財政負担に配慮するならば、目標年度と、そのときの使用料収入、公債費、組合債残高の計画を立てて、そのベースがあつてこそ、それと異なっても事業を実施する緊急性や重要性があるかどうかを判断できます。

一般会計も含め、財政計画を持つべきです。お答えください。

次に、荷役機械等修繕基金条例案についてです。

先ほど中村議員からも質疑がありましたけれども、少し重複する部分もありますが、質問をします。王子エフテックスから約3億2000万円の寄附があつたとのこと。

2006年第2回定例会で、管理組合は、西地区のチップ用荷役機械及び荷さばき地の事業費について、合計で21億3117万3000円、起債については、利息4億6300万円、元利償還23億4000万円であり、これらの事業に要した費用については、全て使用料収入で償還することとしていると答弁していました。

そして、整備に要する起債の償還費用は、荷さばき地、荷役機械の使用料収入を充当することとしているため、母体負担とはならないと明言しています。

しかし、王子エフテックスが江別工場でのパルプ製造中止後、管理組合が負担をしてきました。

2006年に答弁もあつたチップ用荷役機械及び西2号荷さばき地の令和4年度以降の償還額について、繰上償還をしなかった場合の令和4年度から今年度、来年度以降及びその合計を示してください。

母体負担とはならないとの答弁を誠実に実行するのであれば、これまでの母体負担分を解消することが必要ではありませんか、管理者の見解を伺います。

条例案第1条では、チップ用荷役機械及び関連施設の修繕工事等の経費とあります。関連施設もしくは修繕工事などと拡大解釈され、基金を利用することが可能になるのではないですか。

第2条では、基金に積み立てる現金は予算において定める額とするとあります。母体負担が軽減されず、特別会計の収支が独立採算となっていないもとの、予算に定めれば、新たに基金に積むことを認める内容です。条文上、新たに基金に積み増しすることが可能ではありませんか。

次に利用する企業が現れたときに整備するために基金に積むと言いますが、小樽港の場合、ニューマチックアンローダーは、民間が所有して整備し、利用しています。石狩湾新港も公で整備するのではなく、民間で整備し、利用すべきです。

石狩湾新港のガントリークレーン1号機も公債費償還が終われば黒字になると主張していましたが、大規模修繕が続き、収支不足が続いています。1号機の大規模修繕の実績では、2018年のインバーター、コンバーターの交換で約8800万円を支出しています。今回、基金に積み立てても1回の大規

模修繕を実施できるかどうかの金額です。その後の維持費は管理組合負担となります。

利用企業が現れた段階で、機械を譲渡するなど、手放すことも選択肢の一つではないですか、お答えください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（佐藤禎洋君） 専任副管理者折谷徳弘君。

○専任副管理者（折谷徳弘君） 小貫議員の質問にお答えいたします。

初めに、使用料収入に関し、まず、令和7年度一般会計についてであります。港湾施設使用料につきましては、主にスクラップ船による岸壁使用料等が回復基調でありますことから、令和6年度当初予算に比べ、約300万円の増額となる6483万4000円を見込んだところでございます。

また、港湾隣接地域等占用料につきましては、見込まれる占用面積が若干減少するほか、占用料単価を算出する基礎となる近隣の土地評価額が下がったことから、令和6年度当初予算に比べ、約150万円の減額となる6142万8000円を見込んだところでございます。

次に、特別会計の使用料収入についてであります。令和7年度当初予算の算定に際しては、これまでと同様に、過去の実績や社会経済情勢に加え、今後の使用を合理的に見込めるものについて計上しているところでございます。

なお、令和5年度決算額では、洋上風力発電工事に係る使用料が当初の見込みより増加したものであり、また、令和6年度補正予算額では、当初予算の編成時点において合理的に見込むことが困難であった荷さばき地等における一時的な使用による使用料収入により、結果として当初予算を上方修正したものでございます。

次に、港湾建設費に関し、まず、令和7年度の北防波堤の工事についてであります。国からは、サケ定置網漁が始まる9月前までを目標に、軟弱地盤を改良する作業船により、基礎部分の地盤改良工事を完了させる予定と聞いているところでございます。

また、ケーソンの製作につきましては、ケーソン製作用作業台船を用いて、既設部分との接続部のケーソン3函を製作する予定と聞いているところでございます。

次に、北防波堤の進捗状況についてであります。予算ベースにおきましては、全体事業費約173億円のうち、令和6年度までの累計は約103億円であり、令和7年度の予算計上額約21億円が配分された場合は累計で約124億円となり、その場合の進捗率は約72%となります。

また、完成延長ベースにおいては、計画延長400メートルのうち、令和6年度までの累計は、本体工のケーソンが175メートル設置完了しており、令和7年度の予算計上額が配分された場合は、75メートル分のケーソン製作いたしますが、設置までは行わないことから、完成延長は変わらず、令和6年度と同様に、進捗率は約44%となります。

次に、西地区国際物流ターミナル整備事業の再評価についてであります。国からは、令和2年度の再評価から来年度で5年が経過することになり、国の再評価実施要領における「再評価実施後、一定期間が経過している事業」に該当することから、令和7年度中に再評価を実施する予定と聞いているところでございます。

次に、国の補正予算についてであります。国土交通省関係の補正予算は、「国民の安心・安全と

持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき、「日本経済・地方経済の成長」、「物価高の克服」、「国民の安心・安全の確保」の三つの柱について、所要の経費が計上されたところでございます。

本港の東地区におきましては、このうち、「日本経済・地方経済の成長」という柱のメニューであります「新たな地方創生施策展開」のうち、「地域生活環境を支える基幹産業等の活性化」に基づき、「生産性向上や民間投資の誘発等に資する港湾機能の強化」といたしまして予算配分したと聞いているところでございます。

次に、補正予算案の緊急性についてであります。大型船に対応した大水深岸壁を整備することにより、大量輸送による輸出入の効率化が図られるとともに、こうした本港の利便性の向上は、背後地域のさらなる立地の促進や企業の投資拡大につながるものと考えております。

このたびの国の補正予算では、「生産性向上や民間投資の誘発等に資する港湾機能の強化」がメニューの一つとなっており、本事業への補正予算の配分は早期の効果発現に寄与するものと考えております。

次に、直轄事業の在り方についてであります。北防波堤の延伸につきましては、港内静穏度の向上により避泊水域を確保し、走錨事故など海難の減少を図るために重要な施設であり、また、東地区の整備につきましても、鉄スクラップなどを大型船により効率的かつ安定的に大量輸送し、遠方化する輸出先における国際競争力の強化を図る上で重要な施設でありますことから、管理組合といたしましては、これらの事業について、着実に整備を進める必要があると考えているところでございます。

次に、東地区埠頭用地の事業についてであります。管理組合が施工する埠頭用地造成工事は、直轄事業のマイナス12メートル岸壁などの建設工事と連携して進めているところであり、令和10年度を事業完成の目標年次とする双方の整備工程を調整した全体スケジュールに基づき、所要の事業費を計上しております。

なお、予算編成に当たっては、公債費残高の推移について確認した上で、組織団体と十分協議し、計上しているところでございます。

次に、今後の事業費についてであります。令和8年度以降の残事業費は15億7000万円であり、完成予定年次となる令和10年度までの3年間の単年度平均事業費は5億円程度となる見通しです。

次に、母体負担についてであります。東地区の埠頭は、鉄スクラップなどを大型船により効率的かつ安定的に大量輸送し、遠方化する輸出先における国際競争力の強化を図る上で大変重要な施設でありますとともに、リサイクルポートとして循環型社会の形成に寄与する必要性の高い事業であると考えているところでございます。

このような中、本事業につきましては、令和10年度を事業完了の目標年次とする国と港湾管理者双方の整備工程を調整した全体スケジュールに基づき、所要の事業費を計上しております。

管理組合といたしましては、母体負担に十分配慮しつつ、直轄事業と連携を図りながら着実に整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、組合債に関し、まず、組合債残高についてであります。各年度末の両会計を合わせた組合債残高につきましては、令和元年度は83億7651万円、2年度は88億9389万円、3年度は83億7657万円、4年度は80億4591万円、5年度は85億572万円となっております。

また、令和7年度末の組合債残高は107億2968万円を見込んでいるところでございます。

次に、企業債残高対料金収入比率についてであります。令和7年度当初予算における企業債残高対料金収入比率は1622%となり、令和元年度決算の921%と比べて701ポイントの増となったところでございます。

この比率の増加要因といたしましては、東地区国際物流ターミナル整備事業を令和3年度から実施しており、現在、最盛期を迎えているため、事業開始前の令和元年度との比較におきましては、地方債残高が増加し、比率が高くなったものと考えております。

次に、事業実施に係る計画についてであります。管理組合では、新たに事業着手しようとする場合などには、事業完了年までの財政負担への影響について、その事業の各年度における事業費や公債費などを算出し、管理組合全体の各年度歳出額に加えたものと、管理組合全体の歳入額との差額により、母体負担額を推計するといったシミュレーションを行い、新たな事業の計画段階において確認しているところでございます。

管理組合といたしましては、今後とも、新規の事業着手に当たっては、必要性や緊急性などについて評価いたしますとともに、こうした財政面での影響も確認した上で適切に判断してまいります。

次に、石狩湾新港管理組合荷役機械等修繕基金条例案に関し、まず、チップ用荷役機械及び2号荷さばき地の公債費償還額についてであります。繰上償還を行わなかった場合の償還額については、令和4年度は1億2772万円、5年度は1億2772万円、6年度は1億2372万円、7年度は1億833万円、8年度は1億833万円であり、これらを合計しますと、5億9584万円となっております。

次に、王子エフテックス株式会社からの資金についてであります。当該資金の用途につきましては、組織団体と協議を重ねた結果、チップ用荷役機械の整備に要した起債の繰上償還に充当するとともに、当該施設の修繕等を目的とした基金を設置して、その残額を積み立てるという方針に至ったことから、このたび、議案を提出させていただいたところでございます。

管理組合といたしましては、できる限り早期に当該施設を利用していただき、使用料収入を確保し、母体負担の軽減につながられるよう、利用の可能性のある企業に対して効率的な荷役や輸送の提案をするなど、利用を促す取組を積極的に進めてまいります。

次に、基金の用途についてであります。このたび提出いたしました条例案の第1条に規定する関連施設とは、西2号荷さばき地及び当該荷さばき地周囲の防塵柵のみを対象としております。

また、修繕工事等とは、当該施設の修繕工事及びその工事に係る額、撤去することとなった場合の解体工事のみを対象としております。

次に、基金の積立てについてであります。このたび提出した条例案の第2条に関しては、組織団体との協議の結果、積立ては、起債の繰上償還後の残額のみとしたところでございます。

管理組合といたしましては、条例の取扱いに関し、必要な事項を定めた要領を別途定めることとしており、組織団体との合意事項を厳格に適用してまいります。

最後に、荷役機械等の取扱いについてであります。港湾施設の維持管理につきましては、基本的に当該施設の管理者が費用を負担するものであり、通常使用の範囲内において、利用者に負担費用を求めるものではございません。

管理組合といたしましては、今後、荷役機械を利用する企業が決まった場合、その企業の意向や事業計画を踏まえながら、必要な修繕の範囲や費用負担の方法などについて協議する考えでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤禎洋君） 小貫元君。

○4番（小貫元君） 再質問をいたします。

まず、北防波堤延伸についてですが、王子エフテックスが利用しなくなってから次の利用が明らかになっていないわけですね。答弁では、103億円から124億円と、多額の事業費をかけて実施した場合で、事業費で進捗は72%、延長では44%とのことでした。

さらに、国では、事業再評価について、来年度実施する予定であるという答弁だったわけですが、それならば、やはり、新年度に多額の予算を計上するのではなくて、再評価を待つべきではありませんか、お答えください。

補正予算について、「日本経済・地方経済の成長」のメニューだということです。

しかし、これは、従来から続けられてきた事業であり、緊急性があるとは言えません。

財政法は、補正予算への計上を当初予算の作成後に生じた「特に緊要な経費」の支出に限定しています。

答弁では、「早期の効果発現に寄与するもの」といいますが、当初予算の作成後に生じた緊急性があるかどうかの答えにはなっていません。何が財政法で定める当初予算作成後に生じた特に緊要な経費の支出なのか、具体的に説明してください。

東埠頭についてです。

直轄事業と連携して進めるから12億円だというのですが、その結果、組合債残高は、昨年度決算の85億円から来年度末は107億円に大幅増加させると。特別会計の企業債残高対料金収入比率も経営戦略策定時より悪化して1622%と、使用料収入に対して公債費が大きくなっていることを示しています。

埠頭用地について、直轄事業と連携せず、単年度実施事業を縮小することは、制度上、不可能だということですか、お答えください。

財政計画を持つべきではないかとの質問に、新たな事業開始のときにシミュレーションを行って確認している、こういうことでしたけれども、しかし、そのような確認というのは別に議会で出たこともないし、したこともありません。

しかも、その確認は、財政の健全化を目標としたものではないのではないかと推察をするところですが、管理組合財政について、何かしらの指標をもって確認しているのですか。また、どのような財政負担の影響があるのか、確認ではなく、公表することが必要ではないですか。

基金条例についてです。

繰上償還をしなかったら、約6億円の償還であったと。王子エフテックスは使用しなくなったからですよ。今回、3.2億円の収入があったのですけれども、しかし、繰上償還に充てる分というのは約2億3000万円だと。

今回、繰上償還には防塵柵も含まれますから、繰上償還しなかった場合の償還額がもっと増えることになりすけれども、ここで問題になるのは、やはり議会答弁に対する対応なわけです。

管理組合が明確に「母体負担にはならないです」と述べてきました。母体負担とはならないとの議会答弁をどのようにして実現するご予定ですか、お答えください。

仮に、母体負担をかぶせたままでいいということになれば、議会での答弁は偽りを述べてもよいとお考えですか、管理者の答弁を求めます。

基金への積立ては、起債の繰上償還後の残高のみとの答弁でした。私が質問したことは、条文上、新たに基金の積み増しが可能ではないか、こういうことなのですからけれども、可能なのか、不可能なのか、明確にお答えください。

以上です。

○議長（佐藤禎洋君） 専任副管理者折谷徳弘君。

○専任副管理者（折谷徳弘君） 小貫議員の再質問にお答えいたします。

まず、令和7年度の北防波堤についてであります。北防波堤の延伸につきましては、港内静穏度の向上や避泊水域を確保し、海難の減少を図るために重要な施設であります。

このため、北防波堤の効果を早期に発現できるよう、令和2年度に再評価を受けた現在の事業計画に基づき、着実に整備を進める必要があると考えているところでございます。

次に、補正予算についてであります。このたびの直轄事業の補正予算につきましては、国において、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき予算配分されたものと承知しております。

管理組合といたしましては、東地区の直轄事業により本港の利便性が向上し、それに伴い背後地域へのさらなる立地促進や企業の投資拡大につながるものと考えており、国においても、本事業について、補正予算の柱のメニューである「生産性向上や民間投資の誘発等に資する港湾機能の強化」が図られるものとして予算措置がなされたものと考えております。

次に、東埠頭用地の事業についてであります。国が整備する岸壁や航路、泊地などと、管理組合が整備する埠頭用地は一体的に機能するものであり、年度ごとの工事におきましても直轄事業と緊密に調整しながら施工することにより、効率的・効果的な進捗が図られるものであり、双方が連携して整備することで、早期完成にもつながるものと考えております。

一方、予算上は、国の直轄事業と管理組合の起債事業に分かれておりますことから、組織団体と十分協議した上で、独自に設定することは可能でございますが、本事業において、国と連携せずに整備した場合は、工事の遅れが他方の工事にも影響を与え、非効率となるため、所要の事業費を計上しているところでございます。

次に、財政負担の確認についてであります。管理組合では、事業の計画段階において、当該事業を実施した場合の各年度の母体負担額等を試算し、当該年度の管理組合全体の歳入歳出額を目安に、計画期間の各年度歳出額を確認しながら財政負担を考慮した計画となるよう立案しているところであり、こうした試算・検討作業に係る資料は公表していないところでございます。

次に、王子エフテックス株式会社は、当該施設を利用するに当たり、長期間利用する意向を示して

おりましたが、令和3年の生産体制の再構築によるパルプ製造の停止に伴い、当該施設の使用を終了したことから、管理組合の使用料収入がその分減収となり、以後の年度予算要求では、当該荷役機械等の使用料収入を見込めない中で予算編成し、起債を償還してきたところでございます。

管理組合といたしましては、できる限り早期に当該施設を利用いただき、使用料収入を確保し、母体負担を軽減できるよう、利用の可能性のある企業に対し、当該荷役機械の有用性をPRし、利用を打診するなど、今後ともしっかりと取り組んでまいります。

次に、母体負担の軽減についてであります。王子エフテックス株式会社は、当該施設の利用当初から長期間利用する意向を示しており、当時の試算では、整備費用と使用料収入が同等程度と見込まれたことから、平成18年第2回定例会において、「整備に要する起債の償還費用は使用料収入を充当し、母体負担とはならない」との見解をお示したところでございます。

しかしながら、利用開始から15年が経過した令和3年に、紙需要の減少による生産体制の再構築に伴い、パルプ製造を停止し、当該施設の使用を終了したところでございますが、当時は、こうした社会経済情勢が大きく変化することまでは想定することは極めて困難であったものと考えます。

管理組合といたしましては、できる限り早期に当該施設を利用いただき、使用料収入を確保し、母体負担を軽減できるよう引き続き可能性のある企業へ利用を働きかけてまいります。

最後に、基金の積立てについてであります。このたび提出いたしました条例案第2条につきましては、新たな積立ては行わないという合意の下、組織団体が制定している基金条例を参考に平仄を合わせ、母体協議を経た上で「予算において定める額」としたところであり、条文上可能ではございますが、新たに積み立てしないといった組織団体との合意事項につきましては、条例制定後、別途要領を定め、厳格に適用してまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤禎洋君） 小貫元君。

○4番（小貫元君） 再々質問をいたします。

まず、財政の問題です。

何かしらの指標を持っているのかと確認したのですけれども、あくまでも事業の実施の計画について、管理組合全体の歳入歳出額を目安に各年度の歳出額を確認しているのだということで、財政状況を改善させるための指標を持っていないという答弁だったわけです。

財政状況の改善のための計画をつくるべきではありませんか、お答えください。

基金条例についてです。

母体負担とはならないという議会答弁に対して、この間、管理組合は、母体負担を繰り返してきたわけなのですけれども、それについて、議会答弁をどう実現するのか、こういうふう聞いたわけなのですけれども、母体負担を軽減できるよう取り組んでいくとの答弁でした。軽減ではなくて、負担とはならないと議会答弁しているのですね。

また、偽りを述べてよいと考えているのかについても、明確な答弁がありませんでした。

母体負担を軽減ではなく、母体負担とはならないという議会答弁との関係で、どのようにして今後取り組んでいく予定なのか、お答えください。

基金の積立てについて、条文上は可能だという答弁でした。可能だけれども、積立てはしないと言っただけだけれども、先ほどの答弁にもあったように、荷役機械のときに社会情勢の変化を理由にして母体負担になってしまったわけですね。

同じように、社会情勢の変化を理由にして積み立てるのではないですか、お答えください。

以上です。

○議長（佐藤禎洋君） 専任副管理者折谷徳弘君。

○専任副管理者（折谷徳弘君） 小貫議員の再々質問にお答えいたします。

初めに、計画段階における指標についてであります。管理組合では、新たな事業を実施した場合などにおける母体負担額のほか、公債費残高や使用料収入の見込額など、事業実施から効果発現後に至る中長期的な財政状況を把握する上で指標となるこれらの数値を推計、確認しながら、将来の適切な財政運営や地域経済の発展に寄与できるよう効果的な事業計画の立案に努めてまいります。

次に、母体負担についてであります。令和3年12月に、チップ用荷役機械等の使用が終了して以降、その使用料が減収した中で、母体負担を含む歳入予算により起債償還してきたという経過を十分踏まえ、できる限り早期に使用料収入を確保し、母体負担とならないよう、今後とも、利用の可能性のある企業へのPRや利用打診などに鋭意取り組んでまいります。

最後に、基金の積立てについてあります。管理組合といたしましては、繰上償還後の残額以外は新たな積立てを行わないといった組織団体との合意事項の遵守は大変重要なことと認識しており、条例制定後、速やかに、こうした取扱い上の重要事項に関する要領を定め、合意した内容を厳格に適用してまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤禎洋君） 以上で、通告のあった質問は終了いたしました。

これをもって、質疑並びに質問を終結いたします。

1. 討 論

○議長（佐藤禎洋君） これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

小貫元君。

○4番（小貫元君） 日本共産党を代表して、議案第1号ないし議案第5号は否決を主張し、討論いたします。

新年度予算案は、巨額の港湾建設費を計上し、借金を増やしています。補正予算でも緊急性のない事業に約5億円の事業費がつかしました。母体負担を軽減しない予算案です。

基金条例案は、過去の議会答弁で、母体負担はないと言いながら、償還額より使用料収入が少なく、母体負担が生じているにもかかわらず、基金に積むことは、議会での答弁を覆し、許されません。

以上を申し上げ、討論といたします。

○議長（佐藤禎洋君） 以上で、通告のあった討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結いたします。

日程第3のうち、議案第1号ないし第5号を問題といたします。

これより、採決いたします。

この採決は、起立によります。

本件をいずれも原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤禎洋君） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3のうち、報告第1号を問題といたします。

お諮りいたします。

本件を報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤禎洋君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、全て議了いたしました。

1. 閉 会

○議長（佐藤禎洋君） これをもちまして、令和7年第1回定例会を閉会いたします。

午後3時5分閉会

